

商工会NEWS

2026年 No.59

発行 南山城村商工会
令和 8年 4月 1日
京都府相楽郡南山城村北大河原久保13-3, 14-5
TEL 0743-93-0100
FAX 0743-93-0244
<https://minamiyamashiro.kyoto-fsci.or.jp/>



HP 版
不掲載

HP インスタ LINE



check

商工会からのお知らせ



商工会通常総会 5月21日(木)

14:00~やまなみホールにて開催です。正式文書は後日発送いたします！



雇用保険料率が令和8年4月から変更

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの雇用保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに変更になります。NEWS P.4でもご案内しておりますのでご確認ください



労働保険年度更新資料は5月12日(火)まで

労働保険事務組合へご加入の皆様へ、労働保険年度更新のご案内を近日中に発送いたします。期限内の提出へのご協力をよろしくお願いいたします。



小規模事業者持続化補助金【第19回】

締切:令和8年4月30日(木)17:00※ 電子申請 ※予定は変更する場合があります。
支援機関確認書(様式4)発行の受付締切:令和8年4月16日(木)



各種補助金のご案内

NEWSで紹介していない全国の補助金・助成金情報など、中小企業向け施策が掲載されていますので、是非ご活用下さい！！

<https://j-net21.smrj.go.jp/snavi/index.html>



所得税・消費税(個人事業者)の口座振替日

▶所得税 4月23日(木) ▶消費税 4月30日(木)

相楽BSC 創業セミナー



令和8年1月11日、18日、2月1日、15日の4日間、相楽地域ビジネスサポートセンター主催の令和7年度創業セミナーを精華町商工会館にて開催しました。

創業を目指す方や創業後間もない方を対象としたセミナーで、各日9時から16時まで、経営・財務・人材育成・販路開拓の4分野を学ばれ、最終日には受講生が事業計画書を発表されました。

参加者からは
「創業までの流れがよく分かった」
「事業計画の重要性を学ぶことができた」
「自分の計画の甘さが開業前にわかった」
などの声があり、大変有意義なセミナーとなりました。

商工会では今後も創業を目指す方の支援に取り組んでまいります。

相楽BSC 合同おしごとフェア



令和8年3月2日&4日～6日の4日間、ハローワーク木津にて、相楽地域ビジネスサポートセンター・ハローワーク木津・ハローワーク田辺共催で木津川市・相楽郡 合同おしごとフェアを開催しました。

4日間で62名の求人者にお越しいただき、求人者の方々は各ブースで仕事内容や働き方について熱心に話を聞かれていました。

企業と求人者が直接交流できる貴重な機会となり、参加企業からも「直接話ができよかった」「地域の方に会社を知ってもらう良い機会になった」といった声をいただきました。

商工会では今後も、地域の雇用促進と人材確保の支援に向け、支援を継続してまいります。

中窪製茶園 様が FOODEX JAPAN2026 (商談会) へ出展されました

令和8年3月10日(火)～13日(金)に東京ビッグサイトで開催されたFOODEX JAPAN2026へ南山城村商工会員の中窪製茶園(代表 中窪耕司 氏)が出展されました。

期間中、毎日約20,000人近くの来場者が訪れる大型商談会で、食や飲料に係る輸出入を見込んだ国内外の出展社が多く、それを目当てにバイヤーで賑わいました。昨今の抹茶需要の高まりから、ブースに立ち寄られる茶問屋や商社、小売等のバイヤーからは、問い合わせが多くありました。

しかし、今回の出展は、自社で一貫して製造する和紅茶への市場の反応を見るのが目的で、需要動向のアンケートを携え、丁寧に対応をされていました。

その結果、和紅茶が今後需要の伸びる商品であるとのバイヤーからの声に手応えを感じられ、4日間の会期が終了しました。

これまでの百貨店等での実績を踏まえ、今後は、首都圏のホテル・レストラン等に商機を見出されることが期待できます。

南山城村発の和紅茶の、今後は楽しみです。



中 窪 製 茶 園

<https://seichaen.com/>



エコ・クリエ(株) 様が KYOTO GIFT SHOW (商談会) へ出展されました

令和8年3月11日(水)～12日(木)、みやこめっせにて開催された第7回京都インターナショナル ギフト・ショー2026 京都知恵産業フェアへ南山城村商工会員のエコ・クリエ株式会社(代表取締役 西村庄司 氏)が前年に引き続き出展されました。ギフトショーへの総来場者数は2日間で14,065人(延べ)。出展社数は281社(海外14社:中国1社、韓国:1社、ベトナム1社、ラオス1社)。そんな大規模な商談会でエコ・クリエ様様のブースには、商社関係、個人の化粧品店などたくさんのバイヤーが訪問されました。

百貨店等でのポップアップストア出展で大活躍の西村さんに注目です!

商工会の窓口にも商品のテスターを置いてくださっていますので、会員のみなさまもぜひ手に取ってみてください。



茶の花から生まれる
リアルナチュラルコスメ

※西村氏画像及び背景はエコ・クリエ様HPより転載



エコ・クリエ株式会社

会社HP <https://eco-crea.jp>
商品HP <https://few.kyoto>



労働保険年度更新のお知らせ

労働保険年度更新の時期になりました。

労働保険(労災保険及び雇用保険)では、事業主が新年度の概算保険料と前年度の保険料を清算するための確定保険料の申告・納付をおこなわなければなりません。これを「年度更新」といい、この手続きは労働保険制度を円滑に運営するためには欠かすことのできないものとなっています。

当事務組合に委託されている事業所については、事業主に代わって年度更新事務を行います。つきましては、事業主の方々に早期かつ適正な申告・納付をしていただくため「労働保険料算調資料」または「一括有期事業報告書(建設の事業)」を作成し、5月12日(火)までにご提出いただきますようお願い申し上げます。《事務組合に委託されている事業所様へは、詳細を後日ご案内いたします。》

<令和8年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	①	②			①+② 雇用保険料率
		労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
(令和7年度)		5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和7年度)		6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(令和7年度)		6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

(枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



労働保険Q & A ~雇用保険の被保険者編~

雇用保険の被保険者について基本的な考え方

雇用される労働者は、常用・パート・アルバイト・派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であり、
- ② 31日以上雇用見込みがある場合には、原則として被保険者となります。

Point!



労働者の届出

- ▶ 新たに労働者を雇い入れた場合は、その都度、事業所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。
- ▶ 雇用保険被保険者が離職した場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」と失業給付額等の決定に必要な「離職証明書」の提出が必要です。



被保険者の範囲

適用事業所に雇用される労働者は、次の「被保険者とならない者」を除き、本人が希望するか否かにかかわらず被保険者となり、雇用保険料の申告納付が必要です。

区分	○ 被保険者となる者
法人の代表者、役員	代表者以外の役員であって同時に会社の部長、支店長、工場長等従業員としての身分を有する者は、報酬支払等の面からみて労働者の性格の強い者であって、雇用関係ありと認められる者に限り被保険者となります。
各種団体の役員	この場合、実態を確認できる書類等を公共職業安定所へ提出する必要があります。
同居の親族	同居の親族であっても、他の労働者と同様に雇用関係があると認められる者に限り被保険者となります。 この場合、実態を確認できる書類等を公共職業安定所へ提出する必要があります。
季節的労働者	季節的労働者であっても、当初から4ヶ月を超える雇用の契約をする場合は被保険者となります。 また、4ヶ月以内の期間を定めていた者がこの期間を超えて引き続き雇用された時は、その超えた日から被保険者となります。
昼間学生	休学中またはその学校が一定の出席日数を課程修了の要件としないことが明らかな者(学校当局の証明があるとき)。 卒業見込証明書を有する者であって、卒業前に就職し卒業後も引き続き勤務を予定する者は被保険者となります。
外務員(外交員)等	職務の内容、サービスの態様、賃金の算出方法などから総合的に判断し雇用関係が明確に認められ事業主の支配拘束を受けている者は被保険者となります。
家事使用人	事業主に雇用され、主として家事以外の労働に従事することを本務とする者が、例外的に家事に使用されても被保険者となります。
国外事業所に雇用されるもの	国内からの出張・派遣・出講によって、国外で就労する者であっても、国内事業主との雇用関係が継続している場合は、その期間も被保険者となります。
複数の事業主に雇用されるもの	複数の事業主から同時に賃金を受けている場合は、その者が生計を維持するために必要な主たる賃金を受けている一つの事業主のもののみ被保険者となります(65歳以上の複数就業者であって、雇用保険法第37条の5により、2つの事業主のもとして被保険者となった場合を除く)
日雇い労働者	日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者のうち、日雇労働で生計を立てている者。 ※別途印紙保険料の納付も必要です。
在日外国人	原則として被保険者となります。

× 被保険者とならない者

株式会社、有限会社の代表取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、合同会社の社員、会社の取締役、監査役などの役員、外国会社の日本における代表者

協同組合、農業協同組合などの役員、社団もしくは財団法人の役員その他各種団体の役員

個人事業の事業主、及び法人であっても実質的には代表者の個人事業と認められる事業の代表者と同居している親族は原則として被保険者となりません。

季節的な業務に4ヶ月以内の期限を定めて雇用される者又は1週間の所定労働時間が30時間未満である者

学校教育法第1条、第124条または第134条第1項の学校の学生生徒で昼間学生

事業主と委任関係にある各種の外務員

原則として被保険者になりません。

海外で現地採用される者は、被保険者となりません。

他に生計を立てる手段がある等、臨時・内職的に日雇労働を行う場合は日雇労働被保険者にはなりません。

外国公務員及び外国の失業保険制度の適用を受ける者は除きます。

子ども・子育て支援金の保険料(令和8年度)

令和8年4月保険料(5月に給与天引き)より支援金を拠出いただきます。

※ 医療保険の保険料とあわせて徴収します。

子ども・子育て支援金に係る保険料率(支援金率)は0.23%です。

※ 支援金額(月額)は、標準報酬月額×支援金率になります。

※ 基本的に支援金額の半分を企業のみなさまに拠出いただきます。

※ 賞与からも支援金を拠出いただきます(標準賞与×支援金率)。

・健康保険料率: 令和8年3月分～適用

・厚生年金保険料率: 平成29年9月分～適用

・子ども・子育て支援金率: 令和8年4月分(5月納付分)～適用

・介護保険料率: 令和8年3月分～適用

・子ども・子育て拠出金率: 令和2年4月分～適用

(京都支部)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料・介護保険料				子ども・子育て支援金		厚生年金保険料 (厚生年金基金加入員を除く)	
等級	月額	円以上	円未満	介護保険第2号被保険者 に該当しない場合		介護保険第2号被保険者 に該当する場合		令和8年4月分(5月納付分) から納付いただきます		一般、社内員・船員	
				9.89%		11.51%		0.23%		18.300%※	
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	50,000	50,000	59,999	5,708.0	3,864.0	6,675.0	4,307.0				

(単位:円)

もっと知りたい!

子ども・子育て支援金制度 Q&A

Q 「子ども・子育て支援金制度」って?

A 全ての世代や企業のみなさまから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

Q どうして「支援金制度」が必要なの?

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月に子ども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の子ども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

Q どうして企業も負担するの?

A 企業の皆様には、将来の労働力の維持・確保等の観点から、1970年代より児童手当のために拠出をいただき、その後拠出金の用途を拡大する中で、追加的な負担をお願いしてまいりました。政府は「加速化プラン」により少子化対策を一層強化することとしていることから、それを支える支援金制度は、企業のみなさまを含めた社会・経済の参加者全員で支え合う仕組みとしています。

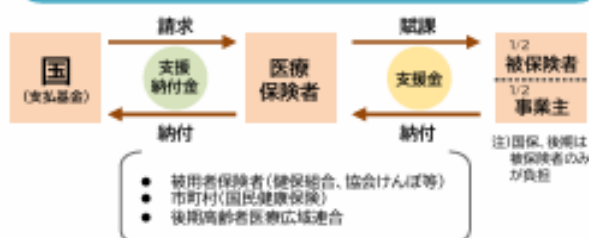
Q 給与明細で分けて記載しないといけないの?

A 保険料額の内訳として支援金額を示すことは法令上の義務ではありませんが、本制度が社会全体で子どもや子育て世帯を応援する趣旨であることを踏まえて、給与明細にその内訳を記載する取組についてご理解・ご協力をお願いします。

Q 給与だけでなく賞与にも支援金がかかるの?

A 賞与からも支援金を拠出いただきます。これは、健康保険制度や厚生年金保険制度と同様です。

支援金の徴収の流れ



子どもまんま、
子ども家庭庁

子ども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金
制度について」



子ども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・子育て
支援金制度」について」



就任のご挨拶

HP版不掲載

離任のご挨拶

HP版不掲載

今後の主な予定

日時	行事等	開催場所
4月14日(火) 18:00~	南山城村商工会青年部女性部 通常総会	南山城村商工会館
4月13日(月) 11:30~	相楽地区商工会女性部連合会 通常総会	笠置町商工会館
4月17日(金) 18:30~	相楽地区商工会青年部連合会 通常総会	木津川市 芳兵衛
4月20日(月) 14:00~	南山城村商工会 監査会	南山城村商工会館
4月22日(水) 14:00~	京都府商工会女性部連合会 主張発表大会・講演会・総会	ホテルグランヴィア京都
4月23日(木) 17:00~	第一回理事役員会	木津川市 芳兵衛
4月23日(木) 14:00~	京都府商工会青年部連合会 部長会議・研修会・総会	京都経済センター
5月21日(木) 14:00~	南山城村商工会 通常総会	やまなみホール研修室
5月27日(水) 時間未定	京都府商工会連合会 通常総会	未定

令和8年度 商工会職員体制

HP版不掲載